

相手国 政府・ 国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
レソト	レソト王国政府に対する贈与に 関する日本国政府とレソト王国 政府との間の交換公文	レソトの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むレソトの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金を贈与すること。	200,000千円 -----	H19.3.14 ブレトリア(南アフリカ共和国) リカ共和国(同日) 日本側 大使(南アフリカ共和国 にて兼轄) レソト側 ルズ・モティアニ在南アフリカ共和国 等弁務官	古屋昭彦在レソト モスエ・チャーレソト高 等弁務官	H19.3.29 185号

- (注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
 (注2)贈与の使用期限について定めのないものは、\_\_\_\_\_と記している。  
 (注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。  
 (注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。